

1. 申請者の住民票抄本(所有者が名義と異なる場合)若しくは法人登記事項証明書《役場・住民保険室》
2. 申請地の登記全部事項証明書 《法務局》
3. 位置図(案内図)

役場・駅・その他最寄りの目ぼしい公共の施設から、申請地までの直線距離を表示すること。
申請地に目印を付けること。
4. 付近状況図

申請地を中心として、半径約500m範囲内の住宅化の状況、国・県・市町村道の路線名、並びに河川名を表示すること。
5. 公図写し(法務局の証明がない場合は、行政書士にて証明をお願いします)

申請地及びその周囲の土地の地番、地目、面積、所有者名を記入したもの。《法務局》
6. 建物施設配置図

建設しようとする建物または施設の面積、位置を表示する図面で排水計画を附記すること。

法人の場合

| | | |
|---|--|---|
| { | <ol style="list-style-type: none"> 7. 議事録 8. 定款、寄附行為又は規約 | } |
|---|--|---|
9. 連許認可、届出等の写し

申請目的の事業について関連法令の許認可届等を要する場合に、その手続を完了しているときは、それを証する書面の写し
10. 資金調達証明書(融資の審査結果通知などは原本確認を致しますので原本の提示をお願いいたします)

融資証明書・預金残高証明書(原本)・議決予算書等の証明資料(工事見積の金額をこえること)
(親族等からの融資がある場合には、その旨を記した書類を作成、添付のこと)
11. 土地改良区意見書

申請地が群馬用水利土地改良事業の受益地区の場合。《群馬用水利土地改良区》
申請地が群馬用水利土地改良事業以外の受益地区の場合。《役場・用地管理室》
12. 隣地の同意書

将来の紛争防止の為。
* H10年に同意書は不要になりましたが、必ず、隣接地等の所有者の方に事業を行う旨を、伝えるように努めて下さい。
13. 水利権者の同意書もしくは浄化槽の適正な管理に関する誓約書

取水・排水に対する水利権、漁業権者の同意を要する場合のみ。
(道路側溝か農業用水路かを、建設課用地管理室にて確認すること)

一時転用の場合

| | | |
|---|---|---|
| { | <ol style="list-style-type: none"> 14. 復元計画書及び復元に関する確約書 <p>一時転用の場合に、復元農地の表土の深さ、土質等及び埋立土砂の準備状況、必要資料を添付して作成したもの。</p> 15. 平面及び縦横断面図 <p>地下資源の採取・地下への埋立等の場合に添付。なお、採取量又は埋存量も記入すること。</p> | } |
|---|---|---|
16. 業者登録書写

宅建業法・採石法・砂利採取法等に係る申請の場合は、関連の業者登録を了していることを証する書面。
17. 排水関係構造図
18. その他、農業委員会が指示する書類
19. 見積書(原本若しくは吉岡町農業委員会による原本確認)

土地造成費用・建設費用等を含む。
20. 上下水道課 農業集落排水若しくは下水道事業意見書《役場・下水道室》

申請地が農業集落排水若しくは下水道受益地の場合。(合併浄化槽の場合は構造図を添付)

21. 委任状並びに確認書

申請代理人が申請する場合

※ 必ず、吉岡町農業振興地域の除外地であることを産業観光課農業振興室にて、縦覧・確認して下さい。
なお、直近の除外については除外済み通知（吉岡町農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について（通知））の写しを添付してください。

※ 添付書類につきましては、発行から3ヶ月以内のものを使用してください。

○買受適格者証明願について

買受適格者証明願 3部

農地法第5条許可申請書及び添付書類一式の写し 2部

競売、公売に付される土地の期間入札の公告、公売広報の写し（公売の場合）等 2部

委任状並びに確認書（申請代理人が申請する場合） 2部

申請期間は、毎月21日～25日（25日が休日の場合は翌開庁日まで）

※競売落札後は、裁判所より「落札者証明」の交付を受けて、農業委員会に農地法に基づく申請をして、許可を受けてください。

申請期間・・・毎月 21日 ～ 25日 （25日が休日の場合は翌開庁日まで）

農業委員会開催日・・・毎月 10日前後

※申請翌月の委員会にて審議します。

許可書交付・・・申請翌々月の5日頃 （電話にて連絡致しますので、印鑑をご持参下さい）

その他

- ・ 書類部数 正副2部（町分・県分）
（副本の添付書類は複写可 但し、許可申請書については原本でお願い致します。）
- ・ 吉岡町土地開発に該当する案件の場合
要綱第3条（適用範囲）を抜粋
（1）開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発事業
（2）工場の建設を伴う開発事業
（3）開発区域を5区画以上に分割して行う開発事業
（4）公共施設又は公益施設を整備し、当該施設の帰属を予定している開発事業
（5）賃貸住宅、社宅等（独立、集合住宅を問わず。）の建設を伴う6戸（世帯）以上の開発事業
（6）1,000平方メートル未満の面積で施工する開発事業であっても、事業完了後2年以内に隣接する土地で機能的に一体と認められる開発行為を行うことにより、1,000平方メートル以上の一団の土地となる開発事業（道路、水路、構造物等で分断されていても、機能的に一体の開発事業と認められた場合は適用する。）
（7）その他町長が特に必要と認めるもの 《役場・都市建設室》
※ 自己の居住用の専用住宅の建築を目的とするものは適用しない。
- ・ 3,000㎡以上の開発に関しては県の開発許可を受けて下さい。

なお、その他、ご不明な点はお問い合わせください。

吉岡町農業委員会事務局：〒370-3692 北群馬郡吉岡町下野田560番地

TEL 0279-54-3111 / Fax 0279-54-8681